

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

(2) 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

(3) 保育士と幼稚園教諭の資格・免許について、統合に向けた検討を進めること。

2. 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

3. 児童手当等について

(1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

(3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。

(4) 今後、制度改正を行う場合には、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。

4. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、保育士の処

遇改善に向けた支援の拡充や児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収金基準額について、地域の実態を考慮したうえで、保護者や都市自治体の負担を軽減するよう見直しを行うこと。

また、保育料算定については、税制改正等の影響を受けにくい安定した制度とすること。

(4) 保育所等における食物アレルギー事故防止に向けた都市自治体の取組みに対し、技術的・財政的支援を講じること。

(5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。

(6) 認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図ること。

(7) 現行の認定こども園について、施設の類型によって財政措置等が異なる不合理を見直し、均衡ある財政措置を講じること。

(8) 幼保一元化施設の設置を推進するため、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

5. 放課後児童対策等について

(1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

(2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

(3) 児童厚生施設等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

6. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。

また、制度の公平性の確保及び適正化のため、支給要件の見直しを図ること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整の在り方について、手続きの簡素

化を含めた見直しを行うこと。

- (2) 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉資金貸付金」等の母子家庭支援制度の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財政措置を講じること。
- (3) 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。特に、高等技能訓練促進費については、支給要件を見直すとともに、制度の拡充を図ること。
- (4) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (5) 未婚の母及び未婚の父について、所得税の寡婦（夫）控除の対象とすること。

7. 児童虐待の防止対策を推進するため、児童の迅速な安全確認のため必要な情報提供の義務化や現行の手続きの見直し等について、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。

また、都市自治体の実態に応じた支援策を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。

8. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

9. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

10. 未婚化・晩婚化・晩産化の進展にかんがみ、都市自治体及び民間事業者等が行う結婚に結び付く取組みに対し、財政支援を行うこと。

11. 東日本大震災関係について

公立保育所について、耐震診断及び耐震化工事に係る補助要件を緩和し、小規模施設も対象とするよう制度を見直すとともに、平成 25 年度実施分から適用する等の柔軟な対応を図ること。

また、私立保育所についても、公立保育所と同様の補助制度を適用すること。